

保護者 様

小野市立小野小学校

インフルエンザ等学校感染症罹患時における「登校許可書」の廃止
並びに「経過報告書」の使用開始について

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。

さて、お子様がインフルエンザ等の学校感染症に罹患された場合、学校保健安全法第19条に基づき、感染のおそれがなくなるまでの期間は出席停止となります。

これまで、インフルエンザ等の学校感染症に罹患された場合に提出いただいていた「登校許可書」については、今後使用を廃止とし、新たに「経過報告書」の使用を開始いたします。

保護者の皆様にはお手数をおかけしますが、下記説明をお読みいただき「経過報告書」に必要事項をご記入のうえ、お子様の登校再開日にご提出をお願いいたします。

【出席停止から登校までの流れ】

- (1) 受診後、医師よりインフルエンザ等の学校感染症であると診断されましたら、学校までその旨を電話でご連絡ください。
- (2) 学校ホームページより「経過報告書」をダウンロードのうえ、印刷してください。
※経過報告書は、「インフルエンザ用」と「インフルエンザを除く学校感染症用」の2種類あります。
※ダウンロードが難しい場合は、学校でも用紙を用意していますので、学校へお越しいただきますようお願いいたします。
- (3) 必要事項を記入し、お子様が登校される日に担任へご提出ください。
※病院を再度受診いただく必要はありません。